

馬淵川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「馬淵川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、馬淵川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の対象流域)

第3条 協議会は、一級水系馬淵川流域を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 馬淵川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 協議会及び幹事会の事務局は、青森河川国道事務所及び青森県が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年9月18日から施行する。

(構成員) 八戸市長

三戸町長

南部町長

五戸町長

田子町長

新郷村長

青森県 県土整備部長

青森県 危機管理局長

気象庁 青森地方气象台長

国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所長

(事務局) 国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 調査第一課
青森県 河川砂防課

- (構成員) 八戸市 防災危機管理課長
八戸市 港湾河川課長
三戸町 総務課長
三戸町 建設課長
南部町 総務課長
南部町 建設課長
五戸町 総務課長
五戸町 建設課長
田子町 総務課長
田子町 建設課長
新郷村 総務課長
新郷村 建設課長
青森県 県土整備部 河川砂防課 企画・防災グループマネージャー
青森県 危機管理局 防災危機管理課 防災企画グループ グループマネージャー
気象庁 青森地方气象台 観測予報管理官
国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 副所長
- (事務局) 国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 調査第一課
青森県 河川砂防課